

授業名称：地理空間情報の調達と利用

シラバス

(地方公共団体向け)

概要：

地理空間情報の活用は、自治体に全くの新規業務をもたらしているのではなく、現在および過去の業務でも、すでに多くの地理空間にかかわる様々な情報を取り扱っている。

自治体は、各部門の業務により蓄積された地理空間情報を多分野での相互利活用を可能にするために、地理空間情報の調達を実施する。

また、自治体では蓄積していない情報および、より効率的な手法により作成された情報を調達して、より高度な解析や業務効率の向上を目指す必要もある。

現在、地理空間情報活用推進基本法および地理空間情報活用推進基本計画に基づき、国が地理空間情報の標準化を進め、より高度に共用化が可能になるよう施策を進めている。

これを受けて自治体では、鮮度の高い情報を高効率かつ円滑に調達し、相互利活用することが求められる。

本講義では、地理空間情報の調達とは何かを共通認識し、国による地理空間情報の整備・流通・共用に関する施策を踏まえ、自治体業務内における地理空間情報の利活用を想定しながら、主として自治体内で地理空間情報相互利用を図るための共用基盤データ調達を学ぶ。

学習目標：

- ・地理空間情報の調達とは何かを地方公共団体職員・G空間事業者相互ともに共通認識する。
- ・地理空間情報の標準化、標準仕様などを学び、多分野で共通に利用する地理空間情報の要求内容、ルールや品質確保の重要性を理解する。
- ・地理空間情報調達業務で中心的な共用空間データ調達を学び、より具体的に調達手法とその流れ、コスト削減や効率的な情報調達の手法、そして調達した地理空間情報の運用手法を理解する。
- ・地理空間情報調達業務の実例として道路整備による空間情報取得を例とし、地方公共団体内の製品仕様書および空間情報調達の段階的導入手法について理解を深める。
- ・地方公共団体職員は、地理空間情報の調達を物品調達や委託などと同様、仕様に基づき実施されることを念頭に、各調達段階に関与するG空間事業者を監督できるようにすることが到達点。

受講対象：

地方公共団体等において、GISに関連する業務に従事している者、もしくはGISに関する基礎知識は有しており、今後、専門性を高めたい意向がある者等

- (1) 地方公共団体の情報部門の人材
- (2) 地方公共団体の情報部門以外に所属し、GISの活用が期待される業務に従事する人材
- (3) 地方公共団体の地理空間情報調達・整備蓄積部門の人材
- (4) その他、地域行政に関連する組織に所属し、GISの活用が期待される業務に従事する人材

教育手法：

講義

担当講師及び講師の必要要件：

地方公共団体の地理空間情報整備を実施、もしくは業務を受託した経験。地理空間情報活用推進基本法および基本計画における地理空間情報整備・流通・利用に関する趣旨の理解。

参考資料：

行政内部の一般的業務と地理空間情報調達業務とを比較して説明することになるため、下記項目に関して基本的な理解が必要となる。

講義前にそれぞれ所属する自治体の下記項目を一読してくること。

- (1) 一般的な物品調達、委託・請負の流れと調達のための仕様。
- (2) 基本計画、中期計画、情報関連計画。
- (3) 所属する公共団体の組織体制、事務分掌。

キーワード：

調達、共用空間データ、標準化、JPGIS、製品仕様書

所要時間：90分（講義 66分、ワーク 16分 資料説明 8分）

※時間配分

- 0 6分（3枚）
- 1 22分（11枚）
- 1.5 ワーク 16分（ワーク 10分、スライド 3枚 6分）
- 2 10分（5枚）
- 3 16分（8枚）
- 4 12分（6枚）
- 5 資料説明 8分